

DCEXPO TV による映像撮影及びインターネットでの公開に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、財団法人デジタルコンテンツ協会（以下、主催者）が、経済産業省及びDCAJが主催するデジタルコンテンツEXPO2010において、シンポジウムや展示物等をインターネット上で公開するサービス「DCEXPO TV（以下、本サービス）」の運用に関し、主催者等が配慮すべき事項を定めることにより、来場者及び出展者のプライバシーを保護するとともに、本サービスの運用の適正化を促進することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 撮影用カメラ

主催者が本サービスにおいて、主にシンポジウムや展示物等を撮影するために用いる画像記録機能を備えたカメラをいう。

(2) ビデオ画像

撮影用カメラにより撮影されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。

(3) ストリーミング

主催者が本サービスにおいて、ビデオ画像をインターネット上に公開する行為をいう。

(4) 録画済みビデオ画像

主催者がストリーミングしたビデオ画像のうち、インターネットに接続されたウェブサーバー等に記録され、不特定多数数が容易に読み出すことができるデータをいう。

3 本サービスの目的及び撮影の範囲

本サービスを実施するにあたり、主催者は以下の点に留意する。

(1) 本サービスの目的を明確にすること。

(2) 目的を達成するために必要な範囲に限って撮影すること。

4 管理及び運用の体制

次の各号に掲げる体制により、撮影用カメラ及びビデオ画像、ストリーミング、録画済みビデオ画像を管理し、運用する。

(1) 主催者は、撮影用カメラ及びビデオ画像、ストリーミング、録画済みビデオ画像の適正な管理及び運用を図る。

(2) 主催者は、必要があると判断する場合には、撮影用カメラ及びビデオ画像、ストリーミング、録画済みビデオ画像の適正な管理及び運用に係る責任者(以下「管理責任者」という。)を指定する。

(3) 主催者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、撮影用カメラ及びビデオ画像、ストリーミング、録画済みビデオ画像の取扱いを行う担当者(以下「操作担当者」という。)を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 設置の表示

主催者は、会場施設内の見やすい場所に本ガイドラインをわかりやすく表示するとともに、撮影を実施している場所においては、撮影用カメラを特定できるよう目に付きやすい表示板等を掲示する。

6 適正な管理

ビデオ画像を取り扱う者は、以下のとおり適正な管理を行う。

- (1) ビデオ画像を保管するウェブサーバーへのアクセスに必要なID又はパスワードは第三者に漏洩しないよう管理に注意する。
- (2) ビデオ画像の撮影またはストリーミングまたは録画済みビデオ画像の公開について、講演者または出展者または観客から予め同意しない旨の申し出があった場合は、主催者は申し出た者を撮影または申し出た者を映したビデオ画像のストリーミングまたは申し出た者を映した録画済みビデオ画像のストリーミングを行ってはならない。
- (3) 録画済みビデオ画像に録画された個人からの申し出があり、合理的な理由があると判断された場合は、該当部分を削除するか、または録画済みビデオ画像の公開を停止する。

7 苦情に対する迅速かつ適切な処理

主催者は、本サービス等に関する苦情の迅速かつ適切な処理をする。

平成22年10月14日

財団法人デジタルコンテンツ協会